

社会福祉法人 晋栄福祉会 デイサービスセンター 大和田ちどり 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「門真市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年4月1日施行）」の規定に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 （介護予防）認知症対応型通所介護事業を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
本社所在地 （連絡先）	大阪府門真市北島町 12 番 20 号 072（881）8201

2 ご利用者への（介護予防）認知症対応型通所介護事業提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター 大和田ちどり
指定事業所番号	第 2792600039 号
事業所所在地	大阪府門真市野里町 26 番 17 号
連絡先 相談担当者名	072（883）0071 野間 真代
通常の実施地域	門真市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人晋栄福祉会が実施するデイサービスセンター大和田ちどり（以下「事業所」という。）は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、介護予防認知症対応型通所介護においては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、以ってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
運営方針	(1) 事業所は、事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 (2) 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとします。 (3) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとします。 (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。 (5) 事業所は認知症対応型通所介護事業等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守し事業を実施するものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、木、金、土、祝 （12/30～翌年 1/3 までを除く）
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:30

サービス延長時間	16:30～17:30
----------	-------------

(4) 利用定員 一日 9 名

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	野間 真代
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人員数
生活相談員	相談援助業務、他	1 名以上
介護職員	身体介護などの直接介護、他	2 名以上
看護職員兼機能訓練指導員	看護業務全般及び生活機能訓練指導	1 名以上

注) 常勤・非常勤含む

(令和 6 年 4 月現在)

3 (介護予防) 認知症対応型通所介護サービスの内容について

認知症対応型通所介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた認知症対応型通所介護計画を作成します。 認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付します。それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
身体介護	利用者の日常生活動作能力により、必要な支援及びサービスを提供します。 ・排泄、移動、移乗等の介助、その他必要な身体介助
入浴	自宅において入浴することが困難な利用者に対して、入浴サービスを提供します。 ・衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、洗髪 ・その他必要な入浴の介助
食事	食事を希望する利用者に対して必要な食事サービスを提供します。 ・食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助 ・その他必要な食事の介助
アクティビティ	利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施します。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。 ・レクリエーション、体操、音楽活動、制作活動、行事活動
送迎	送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供します。 ・移動、移乗の介助、その他必要な送迎の介助
相談、助言	利用者及びそのご家族に日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。 ・疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言 ・日常生活動作や具体的な介護方法、環境整備等に関する相談・助言 ・その他生活全般にわたる必要な相談・助言

4 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

(1) 利用料金は、介護保険負担割合証に示された負担割合相当分の基本サービス利用料、加算利用料、食事等実費の合計額で、別紙利用料金説明書のとおりとなります。

(2) その他の費用について

日常生活費として以下のものを徴収することがあります

・外出行事の費用 ・レクリエーションにおける費用 ・サービス実施地域外からの送迎費用 ・その他諸費用	・施設行事の一環としての外出行事の実費負担 ・レクリエーションの際必要と思われる費用負担 ・事業所からの片道がおおむね 5 km 以上 500 円 ・おむつ代などの費用（同等品にて返却可）
---	---

(3) 【支払い方法】

前記(1)(2)の料金、費用は 1 か月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末までにお支払い下さい。

- ① ゆうちょ銀行の口座振替(毎月 20 日・末日)
- ② 現金払い

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	ナーシングホーム智島 総合施設長 大北 淳
虐待防止に関する担当者	デイサービスセンター大和田ちどり 野間 真代

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催しています。また、結果に従業者へ周知しています。

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的（年 2 回以上）実施しています。

(6) その他虐待の防止のための必要な措置を講じます。

(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを門真市に通報します。

(8) 従業者が支援に当たっての悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

6 身体拘束について

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織として要件の確認等を慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

(4) 従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知します。

(5) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

(6) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備をします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④自業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁気記録を含む。）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示

	することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

8 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとし、

9 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

10 地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めています。また認知症対応型通所介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を得るため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》	構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型通所介護について知見を有するもの等 開 催：概ね6カ月に1回以上開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、公表します。
----------	--

11 非常火災時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回以上行っています。

防火管理者： 野間 真代

- | | | | | |
|---------|-----------|---------|-------------|-------|
| * 消防用設備 | ・ 自動火災報知機 | ・ 非常階段 | ・ スプリンクラー | ・ 誘導灯 |
| | ・ 消火器 | ・ 非常用照明 | ・ 消防署への通報装置 | |

12 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業員に対する業務継続計画を策定計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務計画の見直し及び変更を行います。

13 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。
- (2) 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6カ月に一回以上開催しています。また、結果を従業員に周知しています。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

14 事故発生時の対応方法について

利用者に提供する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 (保険者)	市町村名(保険者名)	門真市 高齢福祉課	
	電話番号	06-6902-6301	
居宅介護 支援事業所	事業所名		
	所在地		
	担当介護支援専門員		
	電話番号	Tel :	Fax :

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン(引受幹事保険会社)
保険名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償しせつの損害補償
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象

15 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医			
	医療機関名称			
	所在地及び電話番号			
	入院歴のある病院			
家族等	氏名	続柄	住所	連絡先番号

16 認知症対応型通所介護事業に関する相談、苦情について

サービス提供責任者及び苦情受付窓口は以下の通りです。

【事業者の窓口】 デイサービスセンター 大和田ちどり 担当者 野間 真代	所在地：大阪府門真市野里町 26 番 17 号 電話番号： 072-883-0071 ファックス番号： 072-883-0086 受付時間：9:00～17:00 (平日)
【保険者(市町村)の窓口】	門真市役所 高齢福祉課 所在地：大阪府門真市中町 1 番 1 号 電話番号： 06-6902-6301 受付時間：9:00～17:30 (土日、祝日及び 12/29～翌年 1/3 までを除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地：大阪府中央区常盤町 1-3-8 電話番号： 06(6949)5418 受付時間：9:00～17:00 (土日、祝日及び 12/29～翌年 1/3 までを除く)

17 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反してご利用され、破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金等は、自己の責任で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「門真市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年4月1日施行）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	事業者所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号
	法人名	社会福祉法人 晋栄福社会
	代表者名	理事長 濱田 和則
	事業所所在地	大阪府門真市野里町 26 番 17 号
	事業所名	デイサービスセンター 大和田ちどり
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	SAMPLE
	氏 名	

ご家族	住 所	SAMPLE
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	SAMPLE
	氏 名	
	続 柄	